

ふじみ野市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふじみ野市では、ふるさと納税制度を活用し、特産品等を通じて本市の魅力のPRや地域経済の活性化等を図るとともに、一層の収入確保を目指すため、寄附者への返礼品として商品やサービスを提供する法人、団体または個人事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 返礼品提供事業者の基準

返礼品提供事業者は、次の要件に全て適合している必要があります。

- (1)各種法令規則等に従い、生産・製造・販売等を行っていること。
- (2)市税を滞納していないこと。
- (3)本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかが市内にある法人・団体または個人事業者（委託先企業が市内にある場合も含む）であること。
- (4)返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続できる環境を有すること。
- (5)代表者等が、ふじみ野市暴力団排除条例（平成25年条例第2号）に掲げる暴力団の構成員等でないことまたは暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6)ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年条例第9号）及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる団体または個人事業者であること。

3 返礼品等の基準

返礼品提供事業者が提供する返礼品等は次の要件に全て適合している必要があります。

- (1)本市のPRにつながるものであり、本市の魅力の向上や地域経済の活性化等に資するものであること。
- (2)平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、総務省から通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」

に適合するものであること。

- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
- (5) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法規を遵守しているものであること。
- (6) 賞味期限のある飲食物の場合は、寄附者に商品到着後 5 日程度の賞味期限が保障されていること。
- (7) サービスの提供等の場合は、ふじみ野市内で提供され、原則として有効期限が発行日から 1 年間程度あること。また、有効期限内にサービスの撤退を行わないよう努め、万が一サービスを停止する場合は 3 カ月前までに取りまとめ事業者へ連絡すること。
- (8) 本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料や無償により返礼品等のサンプルの提供、または、サービスについて現場の確認ができる等、必要な情報を提出できること。
- (9) 8 に規程する取りまとめ事業者及びふるさと納税専門インターネットサイト（以下、「ポータルサイト」という。）において返礼品として登録可能なものであること。
- (10) 返礼品等の件数は上限の設定はしませんが、数量が多くなる場合は事前に市に相談すること。

4 返礼品等の価格

返礼品等の価格は、下限は 1,000 円とし、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。また、返礼品に付随して発生する費用は、返礼品等の価格に含めてください。

5 寄附金額の設定

寄附金額は、返礼品等の価格に 3 分の 10 をかけた額を基本として、本市が決定します。

6 費用負担

- (1) 送料は原則として市が負担しますが、一時的に立替払いが発生する場合があります。
- (2) 商品の梱包に係る費用は返礼品提供事業者の負担とします。
- (3) 取りまとめ事業者が商品の代金を毎月支払う際の振込手数料は、返

礼品提供事業者の負担とします。

(4) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

(5) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は負担しません。

7 返礼品提供事業者のメリット等

(1) ふるさと納税制度を通じた新たな販売経路ができます。

(2) ポータルサイト「ふるさとチョイス（ふるさとチョイスパートナーサイトを含む）」、「さとふる」、「楽天ふるさと納税（楽天市場）」及び「ふるなび」に返礼品等の画像、商品名、事業者名等を掲載できます。

(3) 返礼品等の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

(4) 市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品等の画像、商品名、事業者名等を掲載する場合があります。

(5) 返礼品提供事業者は、本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。

8 取りまとめ事業者

ふじみ野市では、寄附受納に係る業務のほか、返礼品等の開発や発注・配送管理、返礼品提供事業者との契約、問合せ対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、返礼品等取扱業務全般を次の事業者（以下、「取りまとめ事業者」という。）に委託しています。

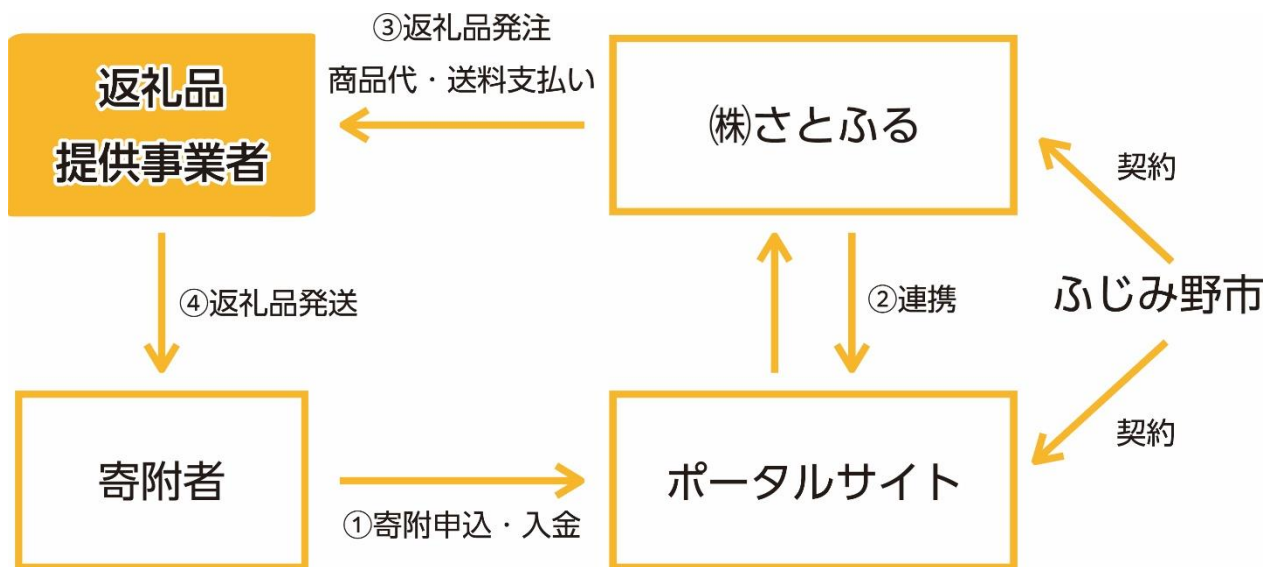
ポータルサイト及び取りまとめ事業者

ポータルサイト	取りまとめ事業者
ふるさとチョイス（ふるさとチョイスパートナーサイトを含む）	株式会社さとふる 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
さとふる	
楽天ふるさと納税（楽天市場）	
ふるなび	

9 返礼品等の発注・発送の流れ

主な流れは下図のとおりです。

※詳しい発注・発送の流れは、取りまとめ事業者を確認の上、申請ください。



10 申請方法

返礼品提供事業者の登録・変更を希望する場合は「ふじみ野市ふるさと納税返礼品提供事業者登録・変更申請書（様式第1号）」に必要事項を記入して提出してください。申請内容等を審査のうえ、その結果を市から申請者へ通知します。

※返礼品提供事業者の登録からポータルサイトに返礼品等を掲載するまでに、取りまとめ事業者へ提出しなければならない書類があります。確認の上、取りまとめ事業者へ提出してください。

1.1 返礼品提供事業者の登録の解除

次の場合は、返礼品提供事業者の登録を解除し、またはポータルサイト等への返礼品等の掲載を停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者または返礼品等が2、3に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) ふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断されたとき。

- (4)返礼品等の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5)他者が生産する商品を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。
- (6)申請内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (7)申請内容に虚偽があったとき。
- (8)市または寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9)返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと判断したとき、または、同様のクレームが多発するとき。
- (10)ふるさと納税制度の運用に支障を来す等の行為があったとき。
- (11)その他、本市が返礼品提供事業者及び返礼品として不適切と判断したとき。

1 2 優先的に取り扱う返礼品等について

次の返礼品等については、本市の各種広報において優先的に取り扱う場合があります。

- (1)全国的に知名度が高いまたはメディア露出が多い等、話題性の高い団体、施設、イベント等に関連するもの
- (2)多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
- (3)寄附募集事業に関係性があるもの

1 3 個人情報取り扱いに関する特記事項

- (1)返礼品提供事業者は、返礼品等の発送のために必要な個人情報の取り扱いについては、ふじみ野市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。
- (2)寄附者の個人情報は、返礼品等の送付以外の目的で使用できません。ただし、改めて寄附者から返礼品提供事業者への商品申込があった場合等に入手した個人情報は対象外です。

1 4 その他留意事項

- (1)寄附者がふじみ野市民である場合、返礼品等は送付できません。
- (2)返礼品等は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするもので、買い取りを確約するものではありません。

- (3)本市の行う返礼品等の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品等を適宜決定することがあるほか、掲載順序は本市が決定します。
- (4)返礼品等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について取りまとめ事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償やクレームについては、市は一切の責任を負いません。
- (5)返礼品提供事業者は、各々のホームページにおけるバナー及びリンク等を掲載する等、本市のふるさと納税のPRに努めてください。
- (6)返礼品等に関して、新聞・TV等のメディアから取材依頼があった場合には、事前に市へ報告の上、業務に支障のない範囲で対応してください。また、取材対応を行った場合には、その日時・内容等について速やかに市へ報告してください。
- (7)申請に係る提出書類、資料の返却は致しません。
- (8)この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。
- (9)ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から制度の見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合があります。

【問合せ・申請先】

ふじみ野市 総合政策部 広報広聴課
〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1
TEL 049-262-9003 FAX 049-257-6061
Mail koho@city.fujimino.saitama.jp

(様式第1号)

ふるさと納税返礼品提供事業者登録・変更申請書

(誓約書兼同意書)

年 月 日

ふじみ野市長 あて

ふじみ野市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項に規定される応募条件を全て満たしていることについて誓約し、返礼品提供事業者として申請します。

なお、申請者の市税に関する滞納の有無を調査することに同意します。

所在地	〒 ー	
事業者名	(フリガナ)	⑩ ※法人の場合は 代表者印
代表者役職・ 氏名	(フリガナ)	
事業者情報	電話番号： メールアドレス： ホームページ： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 URL ()	
業種・業務内容		
主な返礼品の 内容 ※事業者のアピ ールポイント等	主な返礼品の価格：	
希望する ポータルサイト	ふるさとチョイス (※) <input type="checkbox"/> さとふる <input type="checkbox"/> 楽天ふるさと納税 (楽天市場) <input type="checkbox"/> ふるなび <input type="checkbox"/> ※ふるさとチョイスパートナーサイトを含む。	
担当者連絡先	(フリガナ) 担当者名： 電話： メールアドレス：	

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。